

トレーシングレポート（服薬情報提供書）Q&A

広島県病院薬剤師会、広島県薬剤師会 2019年10月1日

○トレーシングレポートはどこから入手できますか。

会員であればだれでも広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会のHPから様式がダウンロードできます。

○レポートとして医療機関に伝えることに患者から同意を得る必要がありますか。

薬剤師による処方医への薬剤情報提供は、法令（薬剤師法第25条の2）に基づく行為であるため、本人の同意を得る必要はありませんが、原則、患者に利用目的を説明し、患者から文書または口頭で同意を取得してください。患者・家族との意思疎通の困難や理解度不十分などは臨機応変に対応してください。

○患者へトレーシングレポートの開示義務はありますか。

トレーシングレポートは、患者への情報提供を目的とするものではなく、医療機関同士が情報を提供しあう際に使用するものです。しかし原則的には患者に情報公開されるものであり、患者から開示請求があれば正当な理由がなければ開示を拒否することはできません（個人情報保護法第25条、施行令第6条）。したがって記載に当たっては患者や診療内容等を評価するような表現（例：コミュニケーション難あり）は避けるなどの配慮が必要です。

○トレーシングレポートすべての項目を記載する必要がありますか。

すべての欄に記載する必要はありません。提供する情報に応じて、必要と考えられる情報の欄のみにご記入ください。

○お薬手帳など他の資料もFAXしてよいか

トレーシングレポートのほかに、お薬手帳や薬剤情報提供書等の添付資料がある場合は、添付資料有りの欄にチェックして、FAXしてください。

○患者が複数医療機関（診療科）受診している場合の記載方法を教えてください。

患者が複数医療機関（診療科）受診している場合は、使用薬を医療機関ごとに記載してください。

○服薬状況の記載法を教えてください。

患者の医薬品管理の状況（自己管理、要介助など）、および患者のコンプライアンス状況を記載してください。薬の管理や服薬介助を行っている者がわかっている場合には併せて記載してください。コンプライアンスが悪い場合は、その原因（例：飲み込み能力等）と対処法（例：錠剤はすべて潰し等）なども記載してください。

○トレーシングレポートの内容の妥当性を病院薬剤部門は確認する必要がありますか。

保険薬局から処方医に対する情報提供をより効率的に行うために病院薬剤師が介在しレポートを受信した時点で、トレーシングレポートの内容の妥当性を確認してください。トレーシングレポートとして不適切である場合やただちに疑義紹介すべきであると判断された場合は、保険薬局に連絡してください。

○病院側からのトレーシングレポートの返信は、同じトレーシングレポートで行いますか？

保険薬局から届いたトレーシングレポートの返信欄に記載し、FAX してください。FAX 用紙を再度 FAX するため、受取保険薬局の視認性に問題がないか用紙を確認してください。

○医師が確実にトレーシングレポートをみる事が確認できません。

確実に医師に情報を伝達する手段は、各病院で運用の取り決めを行ってください。カルテへのトレーシングレポートのスキャンのみで、医師は未読のままということがないように、フィードバックの不確実要素を可能な限り排除してください。

○医師への情報提供後の処方変更の有無まで確認が必要ですか。

可能な限り確認を行い、必要に応じて保険薬局へフィードバックしてください。